

各務原市しあわせ実感かかみがはら創生推進本部設置要綱

(平成27年2月12日決裁)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に当たり、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、発展させる諸施策を一体的に検討するため、各務原市しあわせ実感かかみがはら創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 市長公室長
 - (2) 企画総務部長
 - (3) 市民生活部長
 - (4) 健康福祉部長
 - (5) 産業活力部長
 - (6) 都市建設部長
 - (7) 水道部長
 - (8) 消防長
 - (9) 教育長
 - (10) 教育委員会事務局長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（部会）

第6条 本部長が必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成するとともに、本部会議へ報告するものとする。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

5 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（ワーキングチーム）

第7条 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、部会へ報告するものとする。

（庶務）

第8条 本部、部会及びワーキングチームの庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年10月31日決裁）

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。